

第1回新しい美浜の学校教育検討委員会 議事録

日時： 令和8年2月24日（火） 19時00分～21時00分

場所： 美浜町役場 2階会議室

【出席委員】 26名

名古屋市立大学 特任教授	鈴木 賢一
兵庫教育大学 准教授	安藤 福光
ひまわりこども園PTA ひまわり会 会長	松永 健哉
こじか保育園PTA さくら会 代表	田口 誠
こじか保育園PTA さくら会 代表	津村 陽介
松原小学校PTA 共啓会 会長	平井 絢弥
松原小学校PTA 共啓会 副会長	龍神 早奈恵
和田小学校PTA 育友会 会長	西 貴生
和田小学校PTA 育友会 副会長	濱田 哲之
松洋中学校PTA 松洋会 会長	金川 聖司
松洋中学校PTA 松洋会 副会長	和田 亜貴
松原小学校 校長	福田 円
松原小学校 教頭	楠見 智弘
和田小学校 校長	立花 寿雅子
和田小学校 教頭	坂田 香織
松洋中学校 校長	吉村 元
松原小学校 学校運営協議会 会長	田端 正幸
和田小学校 学校運営協議会 会長	片山 隆
松洋中学校 学校運営協議会 会長	塩崎 清則
区長会 会長	田中 一民
区長会 副会長	浦辺 泰司
区長会 代表	井本 善也
区長会 代表	村岡 茂
美浜町教育委員会 教育長職務代理	出口 和幸
美浜町教育委員会 委員	津村 仁志
美浜町役場 副町長	石塚 和夫

【欠席委員】 2名

田端 克好（ひまわりこども園PTA ひまわり会 副会長）

越本 明伸（松洋中学校 教頭）

【事務局】

美浜町教育委員会 塩崎教育長

美浜町教育委員会教育課 河合課長、伊藤指導主事（主幹）、徳田係長

（株）地域計画建築研究所（アルパック） 間瀬、清水、増見、城本

【配布資料】

- ・資料1 新しい美浜の学校教育検討委員会設置要綱
- ・資料2 新しい美浜の学校教育検討委員会委員及び事務局担当者名簿
- ・資料3 小中一貫教育及び小中一貫校整備の背景（経緯）について

- ・資料4 小中一教育に関する制度説明について
- ・資料5 今後の検討スケジュールについて
- ・資料6 住民・保護者説明会チラシ案
- ・追加資料 第3回新しい美浜の学校教育検討委員会での先進事例視察について

発言者	内 容 (口 述)
1. 開会	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・定刻となりましたので、ただいまから第1回新しい美浜の学校教育検討委員会を開会いたします。本日は、お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。私、事務局を務めさせていただきます、教育課の徳田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 ・それでは、事前に配布させていただいております次第に沿って進めさせていただきますと思います。 ・まず始めに、美浜町教育委員会 教育長 塩崎善彦よりご挨拶申し上げます。
事務局（教育長）	<ul style="list-style-type: none"> ・このたび、「新しい美浜の学校教育検討委員会」の委員への就任についてご承認をお願いしたところ、快くご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、本委員会には、兵庫教育大学 准教授 安藤福光様、名古屋市立大学 特任教授 鈴木賢一様にご参画いただいております。お二人には研究活動や学生指導でご多忙の中、本委員会にご協力いただき、大変心強く感じております。本委員会では、有識者として専門的な立場からのご助言をいただければと考えております。 ・本町の松原小学校と和田小学校の統合については、施設設備の老朽化や児童数の急激な減少など、さまざまな要因を踏まえると、喫緊の課題であると認識しております。また、平成28年4月に施行された改正学校教育法等により、義務教育に関する制度設計も大きく変化しております。これを受け、全国的には小学校教育と中学校教育を9年間一体として行う義務教育学校や、小中一貫教育を進める学校を設置する自治体が増えてきております。 ・本町におきましても、美浜の新しい学校教育として、小学校統合と合わせ小中一貫教育を柱とした教育改革に取り組みたいと考えております。そのため、広く町民の皆様にも議論に参加していただく必要があると考え、区長会、子ども園、小学校・中学校の保護者、学校関係者、教育委員会などの代表者、合わせて28名の方に検討委員をお願いしております。 ・本日は、第1回目の「新しい美浜の学校教育検討委員会」となります。お忙しい中ご出席いただき、心より感謝申し上げます。 ・子どもたちがワクワクし、「明日もまた来たい」と思える学校づくりを目指したいと考えております。このことが、ひいては町の活性化にもつながるものと考えております。 ・委員の皆様には、2年間という長期にわたりご協力をお願いすることになりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。 ・簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

2. 案件	
2-1 委嘱状の交付	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 続いて、案件1「委嘱状の交付」についてです。 ・ 本来であれば、教育長の塩崎より直接お渡しするところですが、時間の都合により、事前に各委員の手元に委嘱状を配付しております。ご了承くださいませようお願いいたします。
2-2 新しい美浜の学校教育検討委員会について	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、案件2「新しい美浜の学校教育検討委員会」について説明します。資料1として、検討委員会の設置要綱を配付しております。 ・ 設置要綱の説明に入る前に補足します。先ほど教育長からもお話がありましたが、本町では小学校の統合と併せて小中一貫教育の導入を検討しております。和歌山県内では、公立校においては和歌山市内に義務教育学校が1校あるのみであり、町民の皆様や県内の方々、先生方にとっても、まだ十分に馴染みのある制度とは言えない状況にあります。全国的には広がりを見せている取組ではありますが、まだ理解が十分でない部分もあると考えております。先生方のご協力もいただきながら、住民の皆様のご意見を伺い、本検討委員会の場で議論を重ね、意見を取りまとめ、新しい美浜の学校教育につなげていきたいと考えております。ご協力をお願いいたします。 ・ それでは、設置要綱の説明に移ります。資料1「新しい美浜の学校教育検討委員会設置要綱」です。 ・ まず、第1条（趣旨）です。この要綱は、新しい美浜の学校教育に関する基本方針及び小中一貫教育学校の整備に関する基本構想・基本計画の策定に当たり、必要な事項を調査検討及び協議するため、「新しい美浜の学校教育検討委員会」の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとしています。 ・ 次に、第2条（所掌事務）です。検討委員会は、次に掲げる事項について調査検討及び協議を行い、その内容を教育委員会に報告するものとしています。 <ul style="list-style-type: none"> ① 小学校の統合に関すること ② 小中一貫教育の導入に関すること ③ 小中一貫教育学校の整備に関すること ④ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項 ・ 続いて、第3条（組織）については、先ほど説明した内容と重なるため省略します。 ・ 次に、第4条（任期）です。委員の任期は、第1条に規定する基本方針及び基本計画等が作成されるまでの間としています。 ・ また、第2項として、委員がその役職を離れた場合は委員の資格を失うものとし、その役職にある者を新たに委嘱または任命することとしています。この場合の新たな委員の任期は、前任者の残任期間とします。 ・ 各委員には、それぞれの立場や役職に基づいて参画いただいているため、役職が交代した場合には、委員についてもその時点で交代となります。 ・ 続いて、第5条（委員長及び副委員長）です。検討委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定めます。委員長は会務

	<p>を総理し、委員会を代表します。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に、第6条（会議）です。検討委員会の会議は委員長が招集し、議長となります。また、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができません。議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによります。委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができます。会議は公開としますが、出席委員の過半数が必要と認めるときは非公開とすることができます。 ・次に、第7条（部会）については説明を省略します。 ・続いて、第8条（報償費及び費用弁償）についても説明を省略します。 ・次に、第9条（庶務）です。検討委員会及び部会の庶務は教育委員会教育課において処理します。また、この要綱に定めるもののほか、検討委員会及び部会の運営に必要な事項は教育委員会が別に定めます。 ・以上が設置要綱の概要です。本検討委員会は、この要綱に基づき進めてまいります。
2-3 委員長及び副委員長の選出について	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・設置要綱第5条において、委員長及び副委員長は委員の互選により定めることとしております。委員長及び副委員長について、まず事務局から原案を提案させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。
出席委員	<ul style="list-style-type: none"> ・異議はございません。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・承認をいただいたため、事務局案を提案いたします。本委員会は設置要綱の趣旨にもあるとおり、前半では学校教育に関する基本方針（ソフト面）の検討を行い、後半では学校整備に関する基本構想・基本計画（ハード面）の検討を行います。そこで、委員長については、本検討委員会に参画いただいている有識者の中から、前半の基本方針の検討においては、小中一貫教育を専門とする兵庫教育大学准教授 安藤福光様に、後半の基本構想・基本計画の検討においては、学校建築や学習環境等を専門とする名古屋市立大学 特任教授 鈴木賢一様をお願いしたいと考えております。 ・また、副委員長については、美浜町教育委員会 教育長職務代理者 出口様に、前半・後半を通してお願いしたいと考えております。 ・以上の事務局案について、ご承認いただけますでしょうか。
出席委員	<ul style="list-style-type: none"> ・異議はございません。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・承認をいただいたため、委員長については、基本方針の検討期間は安藤様、基本構想・基本計画の検討期間は鈴木様をお願いいたします。また、副委員長は出口様をお願いいたします。 ・それでは、委員長及び副委員長からご挨拶をお願いいたします。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで小中一貫教育について研究を進めてきたほか、実践に取り組んでいる学校の先生方からも多くのお話を伺ってきました。その中で、小中一貫教育は義務教育の質を高める取組の一つであると感

	<p>じております。一方で、小中一貫教育を導入すれば自動的に成果が出るというものではなく、どのように取り組んでいくかが非常に重要であるとも認識しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本委員会では、委員の皆様のご意見を伺いながら、美浜町にとってより良い小中一貫教育のあり方について検討を進めていきたいと考えております。 ・今後約1年間、皆様のご協力をお願いいたします。
委員A	<ul style="list-style-type: none"> ・専門は公共施設や学校の建築計画であり、これまで研究や実践に取り組んできました。 ・特に学校については、2000年頃から自治体からの相談を受ける機会が増え、老朽化した学校の更新や新たな学校整備について助言を行ってきました。これまで数多くの事例に関わっており、小中一貫校や義務教育学校に関する取組についても今回で8件目となります。 ・近年は、小学校と中学校を一体的に整備しようとする動きが全国的に広がってきています。例えば、この4月に開校予定の三重県の義務教育学校では、構想から開校まで約10年を要しています。今回そこまでの期間がかかるとは考えていませんが、学校整備には多くの課題があり、検討すべき事項も多くあります。 ・本委員会では、皆様のご意見を伺いながら、より良い学校づくりにつなげていきたいと考えております。
副委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・このような検討委員会に参加するのは、皆様と同様、私自身も初めてです。こうした取組については、学識経験者のお二人の先生が豊富な経験をお持ちであるため、今後さまざまな助言をいただきながら進めていくことになると考えております。 ・また、本町において学校を一つにしていくということは、地域にとっても大きな出来事であり、住民の理解を得ながら進めていくことが重要です。そのためにも、委員の皆様のご協力をいただきながら検討を進めていきたいと考えております。 ・計画の実現に向けて、皆様とともにより良い学校づくりにつなげていきたいと考えておりますので、今後ともご協力をお願いいたします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長が決定したため、設置要綱第6条に基づき、ここからの進行は委員長である安藤様をお願いいたします。
2-4 委員自己紹介	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・続いて、案件4「委員自己紹介」についてです。 ・事務局より紹介をお願いいたします。
事務局	<出席委員紹介>
出席委員	<出席委員より自己紹介>
2-5 小中一貫教育及び小中一貫校整備の背景（経緯）について	
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・続いて、案件5「小中一貫教育及び小中一貫校整備の背景（経緯）」についてです。 ・事務局より説明をお願いいたします。
事務局（教育長）	<ul style="list-style-type: none"> ・まず全国的な状況として、Society5.0の時代においてICT等の技術が生活や社会の基盤となり、個別最適な学びと協働的な学びの実現を含む「令和の日本型学校教育」の構築が求められていること、ま

	<p>た、社会全体が身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを志向する「ウェルビーイング」の考え方が重視されてきています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の現状と課題としては、全国的に昭和 40 年代後半から 50 年代に建設された校舎が多く、本町の小学校も同様に老朽化が進んでいます。また、従来の標準設計に基づく教室配置や面積（概ね 7m × 9m 程度）では、教科書の大型化や 1 人 1 台端末の活用、少人数・グループ学習など多様な学びに対応しにくく、学びの場としての空間が不足しやすい状況です。 ・新たな時代における学校施設の考え方として、教室だけでなく廊下等も含め学校施設全体を学びの場として捉え直す「未来思考（スクール・フューチャー）」の方向性が示されており、魅力ある学習環境の整備が求められています。 ・国の学校教育を取り巻く課題として、少子化の進行により標準規模を下回る学校が増加しています。学校規模が小さくなることで、人間関係の幅や多様な価値観に触れる機会、集団で役割を担う経験が限定される可能性があります。また、学習面での切磋琢磨や刺激が生まれにくい可能性があること、教員配置の制約により専門性の確保が難しくなる可能性があること、行事や部活動の選択肢が限られる可能性があること、進学等に伴う環境変化に不安を感じる可能性があることなどが挙げられます。 ・本町の状況としても、児童生徒数は減少傾向にあり、今後も減少する見込みです。また、校舎は昭和 40 年代前半に建設されたものが中心で、老朽化に加え、現在の教育活動に必要な多様な学習スペースや相談・更衣等の環境、ICT 環境への対応には限界があります。 ・これまでの検討・経緯として、過去に小学校の統合やスクールバス運行等を行ってきました。また、議会答弁等において統合を見据えた検討方針を示してきました。昨年 10 月には基本方針及び基本構想・基本計画策定業務の委託に関するプロポーザルを実施し、契約に至っています。 ・小中一貫教育の意義として、義務教育 9 年間を見通した切れ目のない指導により、中 1 ギャップ等の課題への対応や、子どもの成長段階を踏まえた継続的な支援がしやすくなること、教職員が日常的に子どもを見守り情報共有しやすくなることなどが挙げられます。 ・以上を踏まえ、現時点の町の考え方としては、2 つの小学校の統合と小中一貫教育の導入を一体的に検討し、子どもたちが「明日もまた行きたい」と感じられる学校を、ハード面・ソフト面の両面から実現していきたいと考えています。 ・以上が、小中一貫教育及び小中一貫校整備の背景（経緯）についての説明です。
委員 B	<ul style="list-style-type: none"> ・今回、2 つの小学校を統合するという検討を進めているが、現在在籍している児童の状況を踏まえた上での統合になると思います。そこで確認ですが、町として他の市町との合併については、現時点では検討していないという理解でよろしいでしょうか。
事務局（教育長）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併等に関する協議の状況については、教育委員会として具体的な情報はなく、現段階ではそうした前提での検討は行っていません。したがって、町単独の学校のあり方として検討を進めてい

	くこととなります。
委員C	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年のいわゆる「平成の大合併」により、全国で多くの市町村が合併し、現在は約 1,700 程度の市町村となっています。近隣地域においても、美山村・中津村・川辺町の 3 町村が合併して日高川町となった経緯があります。当時はいろいろな議論がありましたが、現在のところ新たな合併の話は特に出していません。将来的にどうなるかは分かりませんが、現時点ではそのような動きはないという理解でお願いいたします。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 他に質問等がなければ、最後に改めて全体の中で質問を受ける時間を設けることとし、議事を先に進めます。
2-6 小中一教育に関する制度説明について	
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 続いて、案件 6 「小中一貫教育に関する制度説明」についてです。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局（教育長）	<ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育が求められる背景として、まず子どもの発達の早期化が挙げられます。身長・体重の変化や女子の平均初経年齢の低下などからも分かるように、思春期が従来より早まっていると言われていています。かつては中学生頃と考えられていた思春期の課題が、小学校段階にも見られるようになってきています。 現在の「6・3 制」は戦後に制度設計されたものであり、当時と比べて子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しています。そのため、現在の子どもの発達段階に対して、この区分が必ずしも適しているのかという点が指摘されています。 また、小学校から中学校への進学時に生じるいわゆる「中 1 ギャップ」も課題とされています。加えて、地域社会の教育力の低下や価値観の多様化などにより、学校が担う役割も大きくなっています。 こうした状況の中で、9 年間を見通した教育を行うことで、子どもの成長段階に応じた継続的な指導が可能となり、さまざまな課題への対応につながるのではないかと考えられています。 ただし、小中一貫教育はあくまで手段であり目的ではありません。導入すること自体が目的ではなく、義務教育 9 年間の質をどのように高めていくかが重要です。 基本的な考え方としては、小学校 6 年間と中学校 3 年間で連続した 9 年間の学びとして捉え、教育目標や教育課程を共有しながら計画的・系統的な教育を行うことです。 小中一貫教育には制度上、「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」の 2 つの形態があります。 義務教育学校は 1 つの学校として 9 年間で運営する制度であり、校長は 1 人、教職員組織も 1 つとなります。一方、小中一貫型小学校・中学校は、小学校と中学校がそれぞれの学校として存在しながら、教育課程などを共有し、一体的な教育を行うものです。 本町が現時点で想定しているのは、小中一貫型小学校・中学校の形態です。また、施設面の形態としては、「施設一体型（同一敷地・同一校舎等）」、「施設隣接型」、「施設分離型」などのパターンがあります。教育効果の観点からは施設一体型が望ましいとされることが多いですが、予算や地域の状況などにより段階的に整備している自治

	<p>体も多くあります。本町としては、今の時点では施設一体型の小中一貫教育学校を設置する方向で考えております。今後は、住民の皆様のご意見も踏まえながら、美浜町に合った小中一貫教育を検討していくこととなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフト面では、教職員が小学校と中学校の双方の児童生徒を理解しながら指導する協働体制の構築が重要です。また、地域と連携した学びを取り入れることで、地域への理解や愛着を育む教育にもつながると考えられます。 ・ハード面については、新しい時代の学びに対応した学校施設の整備が求められています。個別学習と協働学習を組み合わせた柔軟な学習空間や、地域との連携を促す空間づくりなども検討されています。 ・以上が、小中一貫教育に関する制度説明についての説明です。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・ただいま小中一貫教育に関する制度について説明がありましたが、本件について質問やご意見があればお願いいたします。
委員D	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省が義務教育9年間を見通した教育の考え方を示してから20年ほど経過していますが、全国には小学校・中学校が多数ある中で、小中一貫教育が実際に導入されている事例はどの程度広がっているのでしょうか。説明ではさまざまなメリットが示されていましたが、それらが実際にどの程度効果として現れているのか、全国的な状況を伺いたいと思います。 ・また、教職員の協働体制についても質問したいと思います。小中一貫教育では教員が9年間を見通して児童生徒を指導することになりますが、実際には教員の異動もあるため、継続的な体制をどのように確保しているのでしょうか。さらに、小中一貫教育の経験がない教員が赴任する場合には、県教育委員会などによる研修や支援が行われているのでしょうか。 ・以上の点について、全国的な導入状況と教員体制の確保の方法について説明をお願いいたします。
事務局（教育長）	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な状況について、手元のデータを紹介します。義務教育学校については、制度が創設された平成28年時点では22校でしたが、令和6年には231校まで増加しています。新しい制度ではありませんが、徐々に導入が進んでいる状況にあります。 ・その際に懸念されるのが教員体制ですが、事前に大規模な研修を行うことは難しく、赴任した学校の中で取組を共有しながら理解を深めていくことが多いと考えられます。 ・制度上は、小学校教員と中学校教員はそれぞれの免許に基づいて指導を行うことが基本となるため、小学校は小学校教員が、中学校は中学校教員が中心となって授業を担当する体制は大きく変わりません。 ・一方で、小中一貫教育では小学校1年生から中学校3年生までを見通して子どもを理解する必要があるため、職員会議等の場を通じて情報共有を行いながら指導に生かしていくこととなります。 ・また、教育内容については、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領に基づいて教育が行われるため、その枠組みの中で9年間のつながりを意識した教育課程を工夫していくこととなります。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・補足として、小中一貫教育のメリットとしてよく聞かれるのは、中

	<p>学生の変化です。小学生と同じ環境で生活することで、年下の子どもに対する配慮や責任感が生まれ、中学生が非常に優しくなるという話は多く聞かれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、小学生にとっても中学生の姿を身近に見ることができるため、将来の自分の姿を具体的にイメージできるようになり、いわばロールモデルの存在となる点が評価されています。 ・教員にとっても、小学校と中学校の教員が関わる機会が増えることで、互いの授業内容や指導方法を理解し、それを教育に生かそうとする動きが生まれるという効果があると言われています。 ・ただし、新しい仕組みであるため、教員の負担が増える可能性があることも指摘されています。メリットとデメリットの両面があると考えられます。 ・また、すべての学校で小中一貫教育が大きく形を変えているわけではなく、教員の人事異動もあるため、学校ごとの教員体制に応じて運営方法が工夫されているのが実態です。 ・教員免許の関係から、小学校教員は主に小学校段階を、中学校教員は主に中学校段階を担当することが基本となります。そのため、小中一貫教育になったからといって、小学校教員が中学校の授業を担当したり、中学校教員が小学校の授業を大幅に担ったりするケースが一般的というわけではありません。 ・一方で、学校によっては中学校教員が小学校高学年の算数や理科、英語などを担当するなど、教員の専門性を生かした取組が行われている例もあります。 ・このように、小中一貫教育の具体的な運営方法は学校ごとに異なり、教員構成や地域の状況に応じて、それぞれの学校が可能な範囲で工夫しながら取組を進めているのが特徴です。
委員 A	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで複数の小中一貫教育の事例に関わってきましたが、正直なところ、「このやり方が正解」というようなマニュアルがあるわけではないと感じています。 ・地域ごとに状況や特色、持っている資源が異なるため、それぞれの地域らしい形で学校づくりを行うことが重要であると考えています。 ・私自身、美浜町を訪れるのは今回が初めてであり、この町がどのような地域なのかをこれからしっかり学んでいきたいと思っています。そのうえで、この町だからこその学校をつくっていくことが大切ではないかと考えています。 ・最近の学校は非常に個性的になってきています。以前はどこへ行っても同じような学校の姿が見られましたが、現在はそれぞれの地域の特色を生かした学校づくりが進められています。 ・文部科学省の示す基本的な方針は踏まえつつも、その地域の強みや特色を学校の教育や施設に反映させることができる点は、大きな可能性であり良い機会ではないかと考えています。

委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・他にご質問等がなければ、次の議題に進みます。後ほど改めて全体の中で質問を受ける時間を設ける予定です。また、後日でも質問等があれば事務局までご連絡いただければ、次の会議の中で回答することも可能です。
2-7 今後の検討スケジュールについて	
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・続いて、案件7「今後の検討スケジュール」についてです。 ・事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・資料5「今後の検討スケジュール」について説明いたします。 ・本検討委員会は、約2年間の期間を想定しています。最初の1年間で、新しい美浜町の学校教育に関する基本方針（ソフト面）について検討を行います。具体的には、小中一貫教育の在り方など教育内容に関する検討を進めていきます。 ・続く1年間では、小中一貫教育学校の整備に関する基本構想・基本計画として、学校の配置や建物などのハード面について検討を行う予定です。 ・検討期間中には、地域住民や保護者の皆様への説明会やアンケートの実施、また委員の視察やワークショップなども予定しており、住民の皆様のご理解やご意見を得ながら検討を進めていきます。 ・開校までの全体スケジュールは現時点ではあくまでイメージですが、本検討委員会を約2年間実施した後、校舎等の設計に約2年間、さらに建築・改修等に約3年間を要する想定です。 ・そのため、新しい学校の開校は2033年度（令和15年度）頃を想定しています。 ・また、開校までには本検討委員会の検討とは別に、教職員への研修、教育課程の調整、校則や制服などの検討も必要となります。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・ただいまの「今後の検討スケジュール」の説明について、ご質問等があればお願いいたします。 ・特にないようであれば、次の議題に進みます。
2-8 その他	
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・続いて、案件8「その他」についてです。 ・事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・それでは、「その他」として直近のスケジュールについて説明いたします。 ・次回の第2回検討委員会は、3月18日（水）に開催する予定としています。内容としては、安藤先生、鈴木先生のお二人より、小中一貫教育や学校づくりに関するそれぞれの専門分野について、講義形式でお話しいただく予定です。 ・続いて、配布資料6として住民説明会の案内を配布しています。住民説明会は4月4日（土）、5日（日）の2日間で開催する予定です。本チラシは、明日2月25日（水）の広報美浜と合わせて住民の皆様へ配布する予定です。 ・4月4日（土）に3回、5日（日）に2回の計5回の開催を予定しています。地区ごとに設定していますが、お住まいの地区以外の説明会に参加していただいても問題はなく、保護者以外の方が保護者向け説明会に参加することや、その逆も可能です。内容はいずれの回

	<p>も同じものを想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明内容は、本日の資料3～5をベースとし、第2回検討委員会での講演内容の紹介などにより、小中一貫教育に関するソフト面・ハード面の先進事例を今回の説明より多く紹介する予定としています。 ・また、5月12日（火）には第3回検討委員会として、先進事例視察を予定しています。視察先は兵庫県加東市の東条学園を予定しています。 ・当日のスケジュール案としては、役場を7時に出発し、約3時間で東条学園に到着、その後1時間30分程度学校見学を行います。その後、加東市役所へ移動し、加東市の小中一貫教育の取組について説明を受け、質疑等を行う予定です。 ・その後15時頃に出発し、18時頃に美浜町へ戻る行程を想定しています。平日の実施となるためご都合が難しい場合もありますが、可能な方は参加をお願いいたします。 ・あわせて、参考資料として東条学園の学校案内を配布しております。本日、内容の説明は行いませんが、参考としてご確認ください。 ・事務局からの説明は以上です。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・視察先の東条学園は、加東市にある小中一貫校で、同市内でも非常に特徴的な学校です。そのため、今後の検討において参考になる部分も多いのではないかと考えています。 ・当日は、学校見学の後に市役所へ移動する予定となっています。周辺は農地が広がる地域で、その中に小中学生が生活する大きな校舎が整備されているのが特徴です。資料の写真からも分かるように、加東市が力を入れて整備した学校であり、施設面についても参考になる点が多いと思われます。 ・また、地域には播州ラーメンなどの名物もあり、地域の雰囲気も含めて見ていただければと思います。 ・それでは、事務局からの説明について、また本日の議事全体を通して質問やご意見があればお願いいたします。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・特になければ、本日の会議はここまでといたします。なお、後日でも質問等があれば事務局までご連絡ください。 ・以上で、第1回新しい美浜の学校教育検討委員会を終了いたします。委員の皆様、長時間にわたりありがとうございました。
3. 閉会	
	以上